

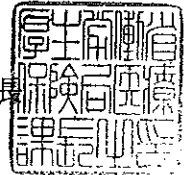


保医発第0930007号
平成20年9月30日

地方厚生（支）局長
地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の
施行に伴う関係諸通知の取扱いについて

日本年金機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年政令第307号）が平成20年9月24日に、また、日本年金機構法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成20年厚生労働省令第150号）及び診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第468号）等が本日公布され、それぞれ平成20年10月1日から施行又は適用されることにより、従来社会保険事務局長が行っていた保険医療機関等に対する指導・監督、保険医療機関等の指定、保険医等の登録、保険医療機関等の診療報酬算定に必要な届出の受理等の事務については、地方厚生（支）局長に移管されることとなる。

これらの改正に伴い、従来地方社会保険事務局長あてに発出してきた当課関係の通知等（保険局長、当職及び医療指導監査室長が発出した通知及び事務連絡をいう。）のうちこれら移管される事務に関するもの（以下「通知等」という。）については、今後、地方厚生（支）局長あてに発出したものとみなし、通知等の関係規定中「地方社会保険事務局長」又は「社会保険事務局長」とあるのは「地方厚生（支）局長」と、「地方社会保険事務局」又は「社会保険事務局」とあるのは「地方厚生（支）局」と読み替えるものとするので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。